

福島県監査委員事務局障がい者活躍推進計画

令和7年4月策定

機関名	福島県監査委員事務局
任命権者	福島県代表監査委員
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日（5年間）
福島県監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	<p>福島県監査委員事務局は、職員定数24人の小規模な機関であり、常勤職員については知事部局等からの出向者が配置され、当事務局において募集・採用は行っていない。</p> <p>会計年度任用職員の募集・採用は、障がいの有無に関わらず実施しているが、応募実績はない。</p>
目標	
1 採用に関する目標	○障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
2 定着に関する目標	○障がいを有する職員の配置や採用があった場合は、不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、監査委員事務局長を選任する。</p> <p>○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。</p> <p>○障がいに関する理解促進・啓発のための研修資料を広く配布する。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障がいを有する職員の配置や採用があった場合は、合理的配慮指針を踏まえ、当該職員との相互理解の下で、当該職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○障がいを有する職員の配置や採用があった場合は、相談窓口への相談のほか面談等において、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、当該職員の要望を踏まえ、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除せず、かつ特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで職務への従事が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。